

養父市主要道路の沿道地域における屋外広告物の表示方法等の基準に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、養父市内における国道等の主要な道路の沿道地域において表示又は設置される屋外広告物について、屋外広告物法（昭和24年法律第189条）及び兵庫県屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）に定めるもののほか、必要な表示又は設置の方法の基準を定めることにより、良好な沿道景観の形成を図ることを目的とする。

(対象地域)

第2条 この告示の対象地域は、本市内の次に掲げる道路の沿道地域とする。

(1) 国道312号沿道

本市内の国道312号の区間及びこの区間から展望できる地域で路端から1,000メートル以内の範囲とする。ただし、養父市景観計画に定める景観形成重点地区を除く。

(2) 国道9号沿道

本市内の国道9号の区間及びこの区間から展望できる地域で路端から500メートル以内の範囲とする。ただし、国道312号沿道地域と重複する地域及び養父市景観計画に定める景観形成重点地区を除く。

(対象となる広告物等)

第3条 この告示の対象となる屋外広告物は、兵庫県屋外広告物条例第1条に規定する広告物等（以下「広告物等」という。）とする。

(対象地域における広告物等のあり方)

第4条 対象地域において表示又は設置される広告物等は、当該地域の景観に配慮したものであるとする。

(基準)

第5条 対象地域における広告物等の表示又は設置に関する基準は、別表のとおりとする。

(届出)

第6条 対象地域に広告物等を表示又は設置しようとする者は、表示又は設置しようとする日の30日前までに市長に届け出なければならない。ただし、法令の規定によりする行為又は兵庫県景観の形成等に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第48号）第4条の2に規定する行為を除く。

2 前項の届出に当たっては、屋外広告物の設置等に関する届出書（別記様式）に、次に掲げる図書を添付して提出するものとする。なお、届け出た内容を変更しようとするときも同様とする。

- ・付近見取図（方位、道路及び目標となるものが記載されたもの）
- ・表示、設置場所の詳細図及び現況写真
- ・広告物の規模及び色彩を記載した模写図等
- ・その他市長が必要と認める図書

(指導又は助言)

第7条 市長は、対象地域における広告物等がこの告示の基準に適合せず、周辺地域の

項目	景観形成基準		
	市街地ゾーン	集落・田園ゾーン	山間ゾーン
形状	全域	<ul style="list-style-type: none"> ・長方形を基本とする。ただし、材質に自然素材を用いる場合はこの限りではない。 ・建て植えをするものにおいて、一敷地に複数表示又は設置する場合は集合化に努めるものとする。やむを得ず集合化できない場合は、意匠をそろえるなどの工夫をする。 	
	八鹿・養父のみち	<ul style="list-style-type: none"> ・建て植えするものにおいて、縦長長方形を基本とする。 	—
意匠	全域	<ul style="list-style-type: none"> ・建て植えするものにおいて、周囲の景観に配慮した枠を設けるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に配慮した枠を設けるとともに、その枠は間伐材等を使用した木製とするよう努める。
	八鹿・養父のみち	—	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面広告物等は原則として横長看板とする。
材料	全域	—	<ul style="list-style-type: none"> ・木・石を感じさせる材質を使用するよう努める。
その他	全域	<ul style="list-style-type: none"> ◎電光掲示板や、LED等それ自体が発光するものの使用は控えるものとする。 ・建て植えするものにおいて電照式とする場合は外照式とする。 ・広告旗については、必要最小限の期間の表示又は設置にとどめ、適切に管理するものとする。 ・壁面広告物等の表示内容については、店名又は業種名のみとする。 	

※道路路端から100mを超える区域においては、◎印表記の基準のみを適用する。

(2) 国道9号沿道

項目	景観形成基準		
	田園市街地ゾーン	田園集落ゾーン	山間ゾーン
位置・規模等	<ul style="list-style-type: none"> ◎沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さ及び規模とする。 ・建築物等の屋上を利用するもの、壁面を利用するもの及び壁面より突出するもの（以下「壁面広告物等」という。）においては、2階以下に表示又は設置するものとする。 		
	—	<ul style="list-style-type: none"> ・広告旗等動く広告物等は表示又は設置をできるだけ控えるものとし、やむを得ず設置する場合においても2階以上には表示又は設置しないものとする。 ・広告旗については、必要最低限の期間の表示又は設置にとどめ、適切に管理するものとする。 	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◎地色（建築物等の壁面等が地となる場合を含む。以下同じ。）はけげばけげしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。 (1) R、YR系の色相を使用する場合は彩度6以下 		

項目	景観形成基準		
	田園市街地ゾーン	田園集落ゾーン	山間ゾーン
	<p>(2) Y系の色相を使用する場合は彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は彩度2以下</p> <p>上記にかかわらず、以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。</p> <p>ア 屋外広告物条例に規定する「許可地域」の場合</p> <p>・・・表示面積の50%以下</p> <p>イ 屋外広告物条例に規定する「禁止地域」の場合</p> <p>・・・表示面積の25%以下</p> <p>ただし、次に掲げるものに関しては上記の色彩基準にかかわらず表示することができる。</p> <p>(1) 表示の内容が、公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められるもの</p> <p>(2) 最上部の高さが4m以下である広告物で高彩度色の面積が1㎡以下のもの (高彩度色とは、R、YR系の色相については彩度6を、Y系の色相については彩度4を、その他の色相については彩度2を超えるものをいう。以下同じ。)</p> <p>◎文字等（文字等とは、文字、企業のロゴマーク及びそれに類するものをいう。以下同じ）に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。</p>		
表示内容	<p>・壁面広告物等の表示内容については、原則として店名又は業種名のみとする。</p>		
意匠 (形状)	<p>・長方形を基本とする。ただし、材質に自然素材を用いる場合はこの限りではない。</p> <p>・建て植えをするものにあつて、一敷地に複数表示又は設置する場合は集合化に努めるものとする。やむを得ず集合化できない場合は、意匠をそろえるなどの工夫をする。</p>		
	<p>・建て植えするものにあつては、周囲の景観に配慮した枠を設けるよう努める。</p>	<p>・建て植えをするものにあつては、周囲の景観に配慮した枠を設けるとともに、その枠は間伐材等を使用した木製とするよう努める。</p>	
材 料	<p>・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。</p>		
	—	<p>・木、石を感じさせる材質を使用するよう努める。</p>	
その他	<p>◎電照式とする場合は、外照式とするなど夜間景観に配慮したものとする。</p>		

※道路路端から100mを超える区域においては、◎印表記の基準のみを適用する。